

# 海老川上流 西部地区 まちづくりだより

第7号

## 今月に配布した『海老川上流西部地区まちづくり』に関するアンケートの結果です！

海老川上流西部地区の地権者を対象に、令和4年3月17日（木）から3月25日（金）の期間、まちづくり協定を中心とした「まちづくり手法」の解説に関する説明会（動画配信）をご覧いただいた上で、アンケートを実施しました。

前回2月に引き続き、多くの地権者のみなさまからご回答をいただきました。この誌面にて、改めてお礼申し上げますとともに、その結果をご報告します。

### ● アンケートの実施概要

配布部数：396部

回収部数：87部（回収率：22.0%）

### ● まちづくり手法としてのまちづくり協定について

- 海老川上流西部地区においてまちづくりを進める手法としてのまちづくり協定について、どう感じられたか？を伺いました。結果は、「まちづくりを進めるために必要だと思う」「まちづくりは必要だが、協定で良いかどうか分からない」がそれぞれ約1/2を占めています。【図1】
- 自由記述では、市役所に主体的な関わりを求めるご意見や、地区の住民が「自分事」として捉えられるよう啓蒙すべき、等のご意見がありました。

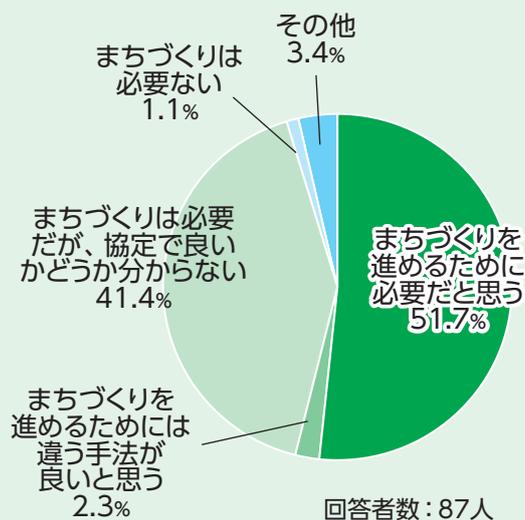


図1 まちづくり手法としてのまちづくり協定

### ● 今後のまちづくりへの関わり方について

- 今後の海老川上流西部地区のまちづくりに、どのように関わっていききたいか？を伺いました。結果は、「まちづくり協定など、まちづくり構想の具体化に関心がある」が半分弱、「まちづくりについて、何らか活動していききたい」が3割、という結果になりました。

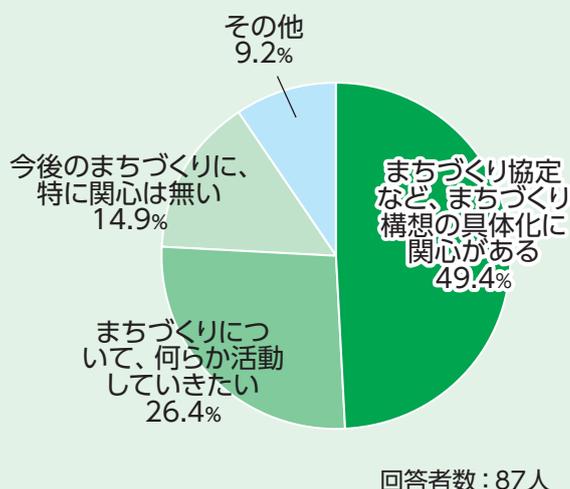
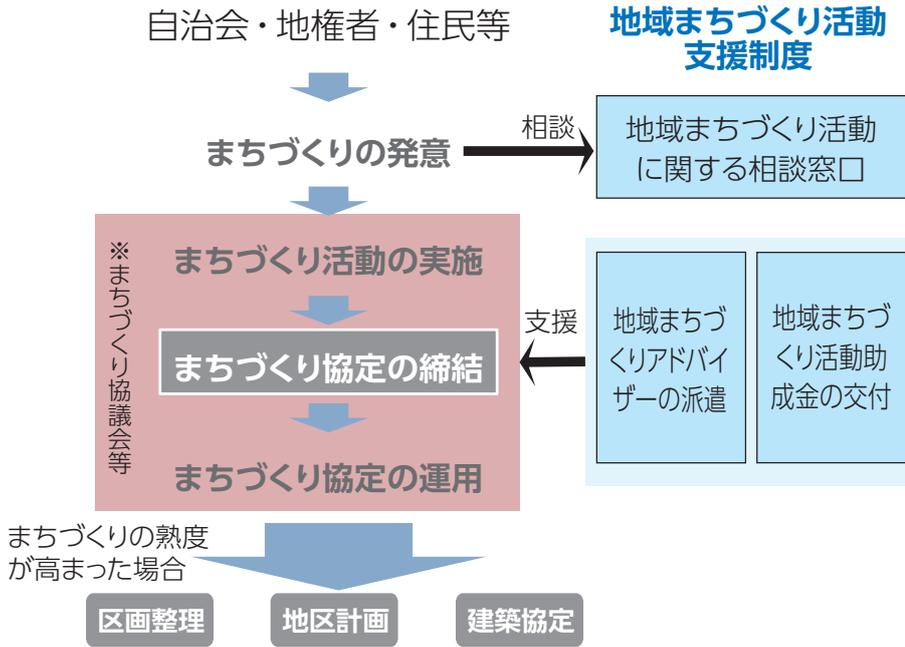


図2 今後のまちづくりへの関わり方

## まちづくり協定締結に向けた進め方 (第6号より再掲)



まちづくり協定の締結は、自治会、地権者、住民等の皆様の発意がスタートとなります。また、任意の協定となるため、運用も自らが行っていく必要があります。

船橋市では、「地域まちづくり活動支援制度」を用意しています。この制度は、地域まちづくり活動を行う団体に対して、地域まちづくり活動に関する相談を受けるとともに、一定の条件のもとにアドバイザーの派遣、活動助成金の交付を行うものです。

こうした制度を活用して、地域で主体的に活動していくことが考えられます。



## まちづくり検討の進め方

※過去のまちづくりだよりはホームページに掲載しています  
<https://www.city.funabashi.lg.jp/machi/keikan/008/p068443.html>

今後の進め方(案)							
	H30年度 (2018)	H31・R1年度 (2019)		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度以降 (2022)	
まちづくり方針 まちづくり手法		船橋市主体の まちづくり支援 ワークショップ等の結果を踏まえた まちづくりの課題・方向性の検討			まちづくりの 方向性の調整 手法の検討	まちづくり 手法の調整 (実現性確認)	地域のみなさん 主体のまちづくり まちづくり 手法の実践
地権者の参画 (ワークショップ)	★ 準備会	● 第1回	● 第2回	★ 事例 視察	● 第3回		
地権者説明会 ※地権者全員を対象				○ 経過報告	○ まちづくり の方向性	○ まちづくり 手法	
地権者アンケート ※地権者全員を対象		●	●	●	●	●	
まちづくりだより	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号

お問い合わせ

船橋市 都市計画部 都市政策課 まちづくり推進係

〒273-8501 船橋市湊町2-10-25

TEL 047-436-2523 FAX 047-436-2544

E-mail : tosomu@city.funabashi.lg.jp